

経営会議の内容

件 名	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成２２年７月１５日（木）１０：００ ～ １０：３０ 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、管財課長、財政課長、総合政策課長、秘書総務課長、行政改革推進課長、総合政策課総合政策担当係長、管財課係長
提 出 理 由	行政財産の目的外使用許可により公募・入札を実施する場合に係る使用料の新たな算定規定を設けるため。
会議経過	【主な意見等】 ・公園内には数多くの自動販売機が設置してあるが、本市には国が所有する公園も多くある。それらの公園についても公募・入札は可能か伺いたい。 （所管部）今回は、行政財産の目的外使用に係る使用料について条例を改正するものであるが、公園については、都市公園法により私権が設定できないことから、使用料については「大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」を準用している状況である。国有地については、国に対し、公園所管部と共に調整しながら実施したいと考えている。なお、今回の改正は、新たな使用料の算定規定を設けるものであり、公募入札が公募・入札ができない場合については、従来の手法により設置を行うこととなる。 ・施設により所管部が違うが、公募・入札を採用するかどうかについては、各所管ごとに判断するのか。 （所管部）条例所管の総務部が各施設と協議しながら対応していきたいと考えている。 ・公募・入札による場合、不調になる可能性も考えられるが、その際の対応はどのように考えているか伺いたい。 （所管部）施設によっては、自動販売機の台数が少ない場合もある。その場合は不調になることも懸念される。公募・入札については、対象となる施設をまとめて、概ね１０台程度となるように配慮していきたいと考えている。この対応によって不調になることはないと考えている。 ・今回の条例改正によって、行政財産の貸付と公園内の自動販売機設置について、公募・入札が可能となるが、普通財産の貸付については、どのような対応となるのか伺いたい。 （所管部）本年４月に公有財産規則の一部を改正し、行政財産については、貸付が可能となった。しかしながら、普通財産については、貸付にあたって公募・入札ができるものではないので、今回の条例改正に併せて、公有財産規則の一部改正を行う予定である。
会議結果	案のとおり、進めていく。